

むつ市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例取扱基準 案

平成 年 月 日

むつ市告示第 号

(目的)

第1条 この取扱基準は、むつ市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例（平成〇〇年むつ市条例第〇〇号。以下「条例」という。）の取扱基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 条例第4条に規定する公益上やむを得ない場合における建築物とは、条例により設置される建築物および協定に基づき設置される建築物をいう。

附 則

この取扱基準は、平成29年4月1日から施行する。